

利用者のために

1 調査の名称

土壌改良資材の生産量及び輸入量調査

2 調査の目的

本調査は、地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 11 条の規定に基づき政令で指定している土壌改良資材について、生産量、輸入量及び利用状況を把握し、その安定供給等による地力の増進対策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査の沿革

昭和 60 年から調査を開始した。

4 調査の根拠法令

統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項に基づく一般統計調査として実施している。

5 調査の対象

土壌改良資材の製造業者及び輸入業者

6 抽出方法

①土壌改良資材の生産量調査

パークたい肥製造業者については、5 年に 1 回（西暦の下一桁が 3 又は 8 の年）の全数調査とし、その中間年（4 年間）については、全数調査の結果を母集団にして、生産量の多い順に全生産量の 90 % をカバーする事業者を対象とした有意抽出とする。

また、パークたい肥製造業者以外の製造業者は全数調査とする。

②土壌改良資材の輸入量調査

すべての土壌改良資材輸入業者を対象とする。

7 調査事項

①土壌改良資材の生産量調査

事業者名、土壌改良資材の名称、土壌改良資材の種類、生産量（購入量を含む）、払出量（農業用、農業のうち家庭園芸用）

②土壌改良資材の輸入量調査

事業者名、輸入土壌改良資材の名称、輸入土壌改良資材の種類、国名、輸入量、払出量（農業用、農業のうち家庭園芸用）

8 調査の時期等

(1) 調査の時期

毎年 3 月

(2) 調査の対象期間

調査実施年の前年の 1 年間（1 月～12 月）

9 調査の方法

農林水産省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、郵送、オンライン及びファクシミリにより調査票を回収する方法で行う。

10 用語の解説

○生産量

当該年の 1 月から 12 月の間に政令指定土壌改良資材を生産した量（その他用途の払出量を含む）。

○輸入量

当該年の 1 月から 12 月の間に政令指定土壌改良資材を輸入した量（その他用途の払出量を含む）。

○払出量

当該年の 1 月から 12 月の間に農業用に払い出された量（農業用とその他用途の払出量の区別が困難な場合があるため、一部、他用途に払い出された数量も含まれている）。

○政令で指定している土壌改良資材

地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 11 条の規定に基づき、地力増進法施行令（昭和 59 年政令第 299 号）で指定している土壌改良資材。その概要は以下のとおり。

種 類	説 明	基 準	用途（主な効果）
泥 炭	地質時代に堆積した水ごけ、草炭等。	乾物 100g 当たりの有機物の含有量 20g 以上	土壌の膨軟化※ ¹ 土壌の保水性の改善※ ¹ 土壌の保肥力の改善※ ²
バークたい肥	樹皮を主原料とし、家畜ふん等を加えたい積、腐熟させたもの。	肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項の特殊肥料又は肥料取締法施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）第 1 条の 2 第 1 項第 6 号若しくは第 7 号の普通肥料に該当するものであること	土壌の膨軟化
腐植酸質資材	石炭又は亜炭を硝酸又は硝酸及び硫酸で分解し、カルシウム化合物又はマグネシウム化合物で中和したもの。	乾物 100g 当たりの有機物の含有量 20g 以上	土壌の保肥力の改善
木 炭	木材、ヤシガラ等を炭化したものの粉。		土壌の透水性の改善
けいそう土焼成粒	けいそう土を造粒して焼成した多孔質粒子。	気乾状態のもの 10 当たりの質量 700g 以下	土壌の透水性の改善
ゼオライト	肥料成分等を吸着する凝灰岩の粉末。	乾物 100g 当たりの陽イオン交換容量 50mg 当量以上	土壌の保肥力の改善
バーミキュライト	雲母系鉱物を焼成したもの。非常に軽い多孔性構造物。		土壌の透水性の改善
パーライト	真珠岩等を焼成したもの。非常に軽い多孔性構造物。		土壌の保水性の改善
ベントナイト	吸水により体積が増加する特殊粘土。	乾物 2g を水中に 24 時間静置した後の膨潤容積 5 ml 以上	水田の漏水防止
VA 菌根菌資材	土壌中の微生物である菌根菌の一つで、カビの仲間。のう状体 (vesicule)、樹枝状体 (arbuscule) の頭文字をとって VA 菌根菌と表現されている。	共生率が 5% 以上	土壌のりん酸供給能の改善※ ³
ポリエチレンイミン系資材	アクリル酸・メタクリル酸ジメチルアミノエチル共重合体のマグネシウム塩とポリエチレンイミンとの複合体。	質量百分率 3% の水溶液の温度 25℃における粘度 10 ポアズ以上	土壌の団粒形成促進
ポリビニルアルコール系資材	ポリ酢酸ビニルの一部をけん化したもの。	平均重合度 1,700 以上	土壌の団粒形成促進

※1 有機物中の腐植酸の含有率が 70 パーセント未満のもの

※2 有機物中の腐植酸の含有率が 70 パーセント以上のもの

※3 植物が吸収することのできる土壌中のりん酸(有効態りん酸)が増加すること

11 利用上の注意

容量で報告された数値は、重量に換算した数値を記載している。